

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	88 件
国民年金関係	49 件
厚生年金関係	39 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	63 件
国民年金関係	34 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、昭和57年4月ころ、生活に余裕がでてきたことから、将来のことを考え、区役所出張所で国民年金の任意加入の手続きをし、同出張所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年度別納付状況リスト及びオンライン記録によると、申立人は、昭和57年4月26日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、同月分からの国民年金保険料を納付することが可能である上、申立人は国民年金に任意加入した経緯、加入状況及び保険料の納付場所、納付方法、納付金額等について具体的に記憶している。また、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまでの国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きも適切に行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで
私の国民年金保険料は、結婚を契機に、夫婦ともに保険料を納付することとし、妻が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立期間を含めて、昭和50年1月以降、厚生年金保険に加入するまでの自身の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から43年5月までの期間及び53年10月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から43年5月まで
② 昭和53年10月から同年11月まで

私は、昭和46年2月の婚姻に伴い、市役所で入籍等の諸手続をする際に、市の職員に勧められて国民年金の加入手続をした。

申立期間①については、加入手続をした際に、今なら特例納付という制度を利用して、未納の国民年金保険料をすべて納付することができるとの説明を受けたことから、それまで未納であった保険料をすべて納付した。

また、申立期間②については、当時、自宅に出入りしていた取引金融機関の職員を通じて、保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで、複数回の転居に伴う住所変更手続を適切に行い、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和62年4月以降は、基本的に保険料を前納している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第1回特例納付実施期間中である昭和46年2月に払い出されていることが確認できる上、保険料を納付したと主張する時期は第1回特例納付が実施されていた時期であり、納付したとする金額も、当該期間の保険料を含めて特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の金額とおおむね一致している。また、申立人は、国民年金に加入して、特例納付をするに至った経緯、保険料の納付原資等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、2か月と短期間で、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人が納付場所と説明する金融機関は、当該期間当時、申立人が居住していた市における保険料納付の指定金融機関であったことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から48年9月まで

私は、区の職員に勧められて、国民年金の加入手続をするとともに、それまで未納であった国民年金保険料を預金を下ろして一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年3月から48年3月までの期間については、申立人が、国民年金保険料を納付したと主張する時期は第2回特例納付が実施されていた時期であり、納付したとする金額も、当該期間を含めて特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人は、保険料の納付原資について具体的に記憶している。また、申立人は、申立期間を除き、保険料をおおむね納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間は、第2回特例納付の納付可能期間ではない上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年12月ごろの時点では、時効により保険料を過年度納付することもできない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から53年3月まで

私の国民年金保険料は、妻が納付してくれていた。妻から、入籍もしくは転居に伴う諸手続を市役所で行った際、自分の国民年金の手続とともに私の手続も行い、それ以降、夫婦二人分の保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和50年4月から53年3月までの期間については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は、保険料を納付するに至った経緯等について具体的に記憶している上、当該期間の保険料を含めて、自身の保険料をすべて納付していることが確認できる。また、申立人は、申立期間以降の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和49年11月から50年3月までの期間については、申立人及びその妻は、婚姻したころの49年10月及び50年4月に転居しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号払出簿によると、50年4月に転居した市の記録は確認できるが、49年10月に転居した市の記録は確認できない。一方、妻の払出簿では、上記の二回の転居に係る市の記録が確認できることから、妻は、50年4月の転居に伴い、諸手続を行った際に、申立人の国民年金に関する手続も行ったものと考えられる。また、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、妻は、保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶はないと説明するなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年6月から同年12月まで

私は、昭和53年5月末まで勤めていた会社で、社会保険の手続を担当していたことから年金の大切さはよく分かっていました。この会社を退職した後、区役所出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、納付書により区役所出張所や金融機関で納付していました。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、基本的に保険料を前納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年3月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、申立期間直後の保険料は現年度納付で納付済みであることなどから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は7か月と短期間であり、申立人が、国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと説明する区役所出張所は、申立期間当時に所在し、国民年金の加入及び保険料の収納事務を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの期間、59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 61 年 1 月から同年 6 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付済みであり、申立期間は合わせて 12 か月と比較的短期間である。また、申立期間の保険料を口座振替により納付したとする方法は、当時申立人が居住していた区の納付方法と合致する上、社会保険庁の記録によって、昭和 59 年 5 月時点で口座振替により保険料を納付していたことが確認できる。さらに、申立期間①及び②については、当時婚姻していた夫も当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4445

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から45年3月まで

私は、会社を退職し、継母の家に転居した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間である。また、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と一致している上、当時同居していたとする継母及び妹も申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4446

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで
私の母は、申立期間の私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みであり、申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したとする市役所は、保険料の収納を行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4447

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付しており、免除申請したことはない。申立期間が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳まで国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人が申立期間の保険料を納付書により郵便局で納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の保険料の納付方法と合致している上、申立人が保険料の納付等を行っていたとする筈は申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 61 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

私は、町役場で国民年金の加入手続をし、以後、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間はそれぞれ、3 か月と短期間である。また、申立人が、納付書により保険料を納付していたとする方法は、申立人が申立期間当時に居住していた町の保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。さらに、当該期間は、申立人が当時居住していた町が保存している納付記録では納付済みとなっており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理に不適切な取り扱いがあったことが認められる。

しかしながら、申立期間②については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 61 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和41年1月から同年3月まで
③ 昭和42年1月から同年3月まで
④ 昭和46年1月から同年3月まで
⑤ 昭和46年7月から平成元年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和36年4月から38年1月までの期間は義父が納付してくれ、転居後の38年2月からは私が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。45年3月に夫が夫婦の保険料の免除申請をしたので、この時期以降は保険料の免除期間のはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間はいずれも3か月と短期間である上、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、また、申立人が一緒に保険料を納めていたとする申立人の夫は、自身の保険料を納付済みである。さらに、当該期間及びその前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の義父及び申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、昭和38年1月までの保険料を納付していたとする義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 40 年 8 月時点では、当該期間の過半は、時効により保険料を納付できない期間である上、申立人には当時さかのぼって保険料を納付した記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間④及び⑤については、申立人の夫が昭和 45 年 3 月に免除申請を行ったので、それ以降は免除期間のはずであるとしているが、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録により、45 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 46 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料を納付していることが確認できること、免除申請手続は原則として毎年度行う必要があるが、申立人の夫は免除申請の手続を行ったのは 1 回だけで、それ以降に行った記憶は無いとしていることなど、当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 42 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4454

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のときに国民年金の加入手続を行った後、60歳に至るまで申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間であるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 55 年に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をきちんと納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間で、前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は 57 年 7 月に払い出されており、当該払出時点で過年度納付しなければ 60 歳まで保険料を納付したとしても受給資格期間を満たせない状況であったこと、当該払出時点からみて、申立期間直前の昭和 55 年度の保険料は過年度納付されたものと考えられ、その納付時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで

私が大学在学中の国民年金保険料は、郷里の父が集金人に毎月納付していた。大学卒業の半年前の段階で父が保険料の納付を打ち切るとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が大学在学中の昭和41年4月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、学生が国民年金に強制加入することとされていなかった時期に国民年金に加入し、国民年金保険料を20歳時から納付している。また、申立人の保険料を納付していたとする父親は、当該期間を含む自身の保険料をすべて納付している上、父親が毎月集金人に保険料を納付していたとする納付方法は、当時、父親が居住していた市において、地区の納税組合が保険料を毎月集金していたことと一致するなど、父親が申立人の大学卒業間際の6か月の保険料のみを納付しなかったと考えることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの期間及び44年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から48年3月まで

私の国民年金保険料は、国民年金の加入手続をしてくれた勤務先の事業主の妻が、職場に来ていた区役所の集金人に、事業主夫婦の分と一緒に納付してくれていた。昭和40年に事業主夫婦の家を出た後も、納付書が自宅に届くようになってから結婚するまでの期間は、自宅に届いた納付書を事業主の妻に渡し、納付してくれていた。また、事業主の妻から納付書と保険料を渡され、区役所の出張所に行き、自分で納付していたこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和40年10月から41年3月までの期間については、申立人の勤務先の事業主の妻が、当該期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳を所持していたことが推認できる上、申立人と事業主夫婦の国民年金保険料を、一緒に納付していたとしており、当該期間の事業主夫婦の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間のうち、昭和44年4月から48年3月までの期間については、申立人は、事業主の妻に自分の保険料の納付書を渡していたことや、納付書と保険料を受け取り、居住する区の出張所に自身で納付しに行ったことなど、保険料の納付状況について鮮明に記憶しており、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和41年4月から44年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、過年度分の保険料の納付書を事業主の妻

に渡していたことや、41年4月の更新で交付されたはずの2冊目の国民年金手帳を事業主の妻に渡した記憶が無く、その年金手帳に印紙検認を受けて自身で保険料を納付していたことの記憶も曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和40年10月から41年3月までの期間及び44年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年3月まで

私は、結婚後しばらくして実家から連絡があり、「これからは保険料を自分で納付しなさい」と言われ、昭和42年9月に国民年金手帳の再交付手続を行った。43年9月に現年度分の保険料をまとめて納付しようと申し出た際に、申立期間の未納分についても納付できると言われ、その時作成してもらった納付書で、未納分の保険料を金融機関に一括で納付したはずで、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳到達時まで、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替え手続を適切に行っている。

また、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする昭和43年9月時点では、申立期間は過年度納付の可能な時期であり、申立人はさかのぼって保険料を納付したことや納付時期、方法、場所等の記憶は具体的で鮮明で、当時の過年度納付の方法と合致している上、納付したとする金額は納付すべき保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、昭和50年12月に市役所出張所で再加入手続をしたときに納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金の任意加入の資格取得手続を昭和50年12月に行ったことが、申立人の所持する国民年金手帳等から確認できることから、申立期間当時、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間であり、任意加入の手続を行った時期、場所、保険料の納付場所、方法等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は納付すべき保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年11月まで
② 昭和61年3月から63年11月まで

私は、会社を退職した後は厚生年金保険から国民年金への切替手続きをして、国民年金保険料を納付してきた。また、私の年金記録は生年月日、氏名及び性別が間違っていたことがあり、年金記録の管理に問題があるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、8か月と短期間であり、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続きをしたことが国民年金手帳により確認できる昭和59年12月時点では、申立期間は現年度納付が可能な期間である上、手続きの時期、場所及び保険料の納付方法、場所等の記憶は鮮明であり、納付したとする金額は納付すべき金額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、年金手帳及びオンライン記録より昭和63年12月7日に国民年金の任意加入を行ったことが確認でき、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年6月まで

私は、昭和53年7月ごろ、区役所から敗者復活戦のような通知が来たので、国民年金の加入手続を行った。その際に納付書を作成してもらい、今までの不足分を夫婦二人で20万円ほど支払った。区役所の担当者から「これで年金を受給できるようになった」と言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年7月以後は、国民年金保険料をすべて納付している。

また、払出時期は、第3回特例納付が実施されていた時期であり、申立人は、特例納付を行った契機やこれにより国民年金が受給可能と言われたことを鮮明に記憶している上、申立期間から手帳記号番号が払い出された昭和53年度分までの保険料を第3回特例納付及び過年度、現年度納付した場合の保険料額は、申立人が納付したとする夫婦二人分の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年9月までの期間及び63年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から39年3月まで
② 昭和40年2月から47年3月まで
③ 昭和61年4月から同年9月まで
④ 昭和63年4月から平成元年3月まで

私は、国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅や金融機関で納付してきた。また、平成元年ごろ区職員に未納期間の保険料を納付するよう言われ、さかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、6か月と短期間であり、申立人が保険料を納付していたとする夫の申立期間は納付済みである上、国民年金保険料の納付場所、納付方法の記憶は具体的で鮮明であり、納付したとする金額は納付すべき保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間④については、直前の期間を過年度納付しており、かつ平成元年2月時点では現年度納付可能な期間であり、保険料をさかのぼって納付したことや納付の契機及び納付方法、場所の記憶は具体的で鮮明である上、納付したとする金額は納付すべき保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び年金手帳に関する記憶が曖昧で、印紙検認方式による納付の記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年11月ごろには45年10月から47年3月までの期間は過年度納付可能な期間であるが、申立人には申立期間①及び②の保険料をさかのぼって納付した記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年9月までの期間及び63年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年度の未納期間3か月分の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年度のうち3か月分
② 昭和41年4月から45年3月まで

母が私の国民年金加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後、しばらくの間は未納の状態が続いていたが、過去の未納期間を全部納付できると聞き、妻が区役所で結婚後の未納期間を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が申立人の結婚まで継続して国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納となるのは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付しなくなったとする時期に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は申立人の妻が過去の未納期間を全て特例納付したとしているが、妻が納付した期間は、受給資格を満たすための必要月数のみであり、申立人も受給資格を得るために必要限度の過年度納付を行っていたことを認めている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年度の未納期間3か月分の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月から 57 年 3 月まで
② 平成元年 2 月及び同年 3 月

申立期間①については、両親か自分か定かではないが、国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間②については、私が加入手続を行い保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は2か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年1月に払い出されていることから、当該期間の納付書が市役所から発行されていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等についての記憶が曖昧であり、保険料を納付したかもしれないとされる両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人及び両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年1月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年2月及び3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの期間、54 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 54 年 7 月及び同年 8 月

私は、申立期間当時、国民年金保険料を納付書により銀行で納付していた。納期限後に納付したこともあったが、区役所本庁や出張所に納付書を持参して必ず納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 9 月以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続もほぼ適切に行っている上、申立期間は 6 か月及び 2 か月といずれも短期間であり、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料額とおおむね合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年3月まで
② 昭和57年4月から同年6月まで

私は、国民年金の納付書が届けば必ず国民年金保険料を納付してきた。平成16年ごろに社会保険事務所に相談に行ったところ7年分の、20年には3年以上の保険料の記録漏れが見つかったこともあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、申立人の所持する国民年金手帳により昭和55年4月に任意加入していることが確認でき、また、厚生年金保険の被保険者資格喪失後の同年10月から一緒に保険料を納付していたとする夫は、同月から56年3月までの保険料が納付済みであること、申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料を納付していることなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人の所持する領収証書及び申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿により、申立期間①の直前の7年間分の納付記録が平成16年6月に、また、国民年金被保険者名簿により昭和42年7月からの3年9か月分の納付記録が平成20年6月に納付済みに訂正されているなど、行政側において申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4477

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年12月まで

私は、国民年金に任意加入して以降、市役所又は金融機関で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みで、申立期間は9か月と短期間である。また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から56年12月まで

私の夫は、私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の加入期間と重複していたため納付した国民年金保険料を還付された期間を含めると、申立期間直前の昭和37年10月から48年3月までの期間及び申立期間直後の57年1月から62年3月までの期間の保険料を納付しており、申立期間を除き保険料の未納はない。また、申立期間のうち、48年4月から50年3月までの期間については、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫も、社会保険庁の還付記録等から保険料を納付していたことが確認できる。さらに、55年1月から56年12月までの期間については、申立人が所持する昭和56年度及び57年度住民税納税通知書に記載されている保険料額は、当該期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。夫の保険料は、第1回特例納付により納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間後に未納はない上、申立期間は記録上強制加入期間である。また、申立期間の保険料の納付を取引先の銀行に依頼したとする方法は、当該銀行の当時の顧客サービスと合致している。さらに、申立人は、夫と相談せずに申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したため、後で夫と口論になったと、当時の状況を具体的に説明している上、夫は、申立期間の保険料が第1回特例納付により納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4484

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、夫とともに老後に備えて国民年金に加入し、申立期間を含め国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は12か月と短期間であり、申立人が納付したとする保険料の金額は申立期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年7月から47年3月まで
② 昭和49年4月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は9か月と短期間である。また、申立人の妻は、当該期間の保険料を第2回特例納付により納付しているなど、当該期間の保険料を一括して納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の妻も当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

私の父は、婚姻前までの私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳に申立人の父親が書いたとするメモには、49年4月24日に7,650円を銀行に納付したと記載されており、記載された金額は、当該期間及び47年4月から48年3月までの期間の保険料を過年度納付した場合の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年7月から同年12月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された49年3月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、集金人に勧誘されて国民年金に加入し、その後、国民年金保険料を納付してきた。申立期間は、結婚前であったが、妻が私の保険料を納付しており、妻の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金手帳は昭和 41 年 4 月 1 日に更新されていることが確認できることから、申立人は、41 年 3 月に厚生年金保険の被保険者でなくなった後、国民年金への切替手続を適切に行っていたと考えられる上、結婚前より申立人の保険料を納付していたとする妻も自身の申立期間の一部の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和62年10月から同年12月までの期間及び平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から同年12月まで
② 平成元年4月

申立期間当時、私は、塾の経営が順調でない時期であったため、督促された国民年金保険料の納付書を分割して発行してもらい、妻に納付書と保険料を渡して金融機関で納付しており、保険料はすべて納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月及び1か月といずれも短期間である。

また、申立人は申立期間当時の保険料の納付状況の記憶が鮮明である上、申立期間前後の期間の保険料も過年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月
② 昭和62年5月から同年6月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料はすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間当時、申立人の居住していた市では、国民年金保険料の納付は3か月分をまとめて納付することが原則とされていたことが確認できることから1か月分の保険料が未納とされていることは不自然であるとともに、申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は1か月と短期間である上、当該期間前後の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、当該期間の保険料の未納記録は、平成元年9月に、夫が厚生年金保険の被保険者でなくなった時期に合わせて、第3号被保険者から第1号被保険者への切り替え時期が訂正されたために生じたものであり、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 51 年に海外から帰国したときに家を購入し、転居届を出す際に国民年金への加入手続を行った。その後は夫の転勤に伴い住居を移転するたびに転居届を出し、国民年金保険料の納付を続けてきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 1 月に国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間前の期間の保険料はおおむね前納で年度当初に納付していることや、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることが確認できることなどから、申立人の年金に対する意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間は国民年金に未加入とされているが、申立人は国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないと主張しており、申立期間の保険料の納付場所、納付方法、前納をした時期についての説明は具体的であり、納付したとする金額も申立期間当時の保険料額とおおむね一致している上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から56年2月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から56年2月まで
私の妻は、申立期間の私の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和56年3月から平成3年7月まで125か月にわたり付加保険料を納付しており、申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間当初の昭和54年12月26日の日付の下に「附加年金含」と記載されている。また、申立人の付加保険料を納付したとする妻は、申立期間を含めて平成3年7月までの自身の付加保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年12月まで

私は、昭和38年9月から平成9年6月までA社に就職していた。退職するときに、国民年金手帳を渡され、雇用主が国民年金保険料を納付してくれていたことを初めて知った。A社に勤務していた申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの期間については、申立人がA社に就職した翌年の39年に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されており、同年度から当該期間の直前まで納付済みとなっていることや、保険料を納付したとされる雇用主夫婦も当該期間の保険料が納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年4月から48年12月までの21か月の期間については、一緒に保険料を納付したとされる雇用主の妻も同一期間の保険料を第3回特例納付により納付されるまで未納であったことや、第3回特例納付により納付済みとなっている申立人の37年3月から38年11月までの期間も21か月と同じ月数であるところ、申立人はこの特例納付を自分では納付しておらず、雇用主が納付したと説明していることを踏まえると、雇用主は、雇用主の妻と同様に21か月分の保険料相当額を申立人のために第3回特例納付により保険料を納付したものの、申立期間以前の未納期間に充当され、それまでは雇用主の妻と同様に47年4月から48年12月までの当該期間は未納であったと考えるのが自然であり、ほかに雇用主が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 平成11年1月から12年10月まで

私は、昭和45年6月に国民年金に任意加入して以降、65歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間①の保険料が未納、申立期間②が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間前後の期間の国民年金保険料を納付している上、当該期間は3か月と短期間である。また、当該期間前後を通じて、申立人の職業や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人は、当該期間当初住民登録していた市で高齢任意加入の手続を行った記憶が無く、当該期間途中の平成12年4月に転居した別の市の市役所で手続を行ったと説明しており、当該期間当初は、さかのぼって納付できなかったものと考えられる上、当該期間直後の12年11月に転居先の市で高齢任意加入の申出を行ったことが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が所持しており、税理士に作成を依頼していたとされる平成11年から13年の給与所得者の保険料控除申告書には、各年の定額保険料額が記載されているものの、12年11月から65歳になるまで納付済みと記録されている付加保険料の金額が記載されていないなど、当該期間の保険料を納付していたことを裏付けるものであるとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
私は、市の集金人に対して、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立期間の前後の保険料が納付済みである。また、申立人が保険料を集金人に対して納付していたとする方法は、申立人が申立期間当時居住していた市が採っていた保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、夫と一緒に国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の夫の保険料が納付済みであるのに私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっている。また、申立人夫婦は、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、申立期間直後の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの保険料を同一日に納付していたことが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。さらに、申立期間のうち 42 年 1 月から 43 年 3 月までの期間については、申立人は、一部漏れがあるものの、様式及び記載状況から当時作成されたものと認められる領収書を所持しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4500

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から62年3月まで
私の母は、申立期間の私の国民年金保険料を母の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は4か月と短期間である。また、申立人の保険料を納付したとする母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年12月まで

私は、次女が2歳になった昭和42年に区の出張所で国民年金に加入し、2年間、国民年金保険料を区の出張所で納付をしていた。その後、夫の海外転勤に同行し、帰国後国民年金に再加入し保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、次女が2歳になったときから2年間国民年金保険料を納付したと説明しており、申立期間に係る加入時期及び納付状況等に関する申立内容は具体的である。また、申立人が保険料を納付していたとする区の出張所は、申立期間当時存在し、保険料の収納業務を取り扱っていることが確認できるとともに、3か月に一度、印紙を国民年金手帳に貼付し、検認印を押してもらったとする納付方法は、申立期間当時の区の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、子供が生まれ、しばらくしてから将来的に必要と思い国民年金に加入した。その後、第 3 号被保険者になる昭和 61 年 4 月まで国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みの上、申立期間は 12 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間途中の昭和 60 年 8 月に転居しているが、他の複数回の転居時においても継続して保険料を納付していることから、住所変更手続を適切に行い、申立期間に係る保険料の納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から同年 8 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から同年 8 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私の婚姻前の国民年金保険料は、同居していた母が納付してくれていた。他の期間はきちんと納付済みなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ 3 か月といずれも短期間である上、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする母親は、申立期間を含めて自身の保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、20 歳時から当該期間直前までの期間の保険料を第 2 回特例納付により納付していることが確認でき、当該期間の保険料を未納のままにしておいたと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4507

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から45年3月まで

私の国民年金保険料は、妻が納付してくれていた。今まで未納期間があった場合は、必ず役所から指摘を受けてすべて納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から60歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みで、申立期間は11か月と短期間である。また、申立人は、保険料を国民健康保険料とは別に納付していたと説明し、未納期間があった場合は、役所から指摘を受け、その期間の保険料を納付してきたと説明しており、申立期間中に、過去の未納期間の保険料をさかのぼって納付していることが特殊台帳において確認できるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの期間、同年4月から46年3月までの期間、49年4月から50年3月までの期間及び51年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から42年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで
③ 昭和45年4月から52年3月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①及び③については、夫の分と併せて納付していたはずであり、申立期間②については、免除申請を行った覚えがなく、夫の分と併せて納付していたはずである。申立期間①及び③の保険料が未納とされていることに、また、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の全期間及び申立期間③のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間、49年4月から50年3月までの期間及び51年4月から同年9月までの期間については、申立人が併せて納付したとする夫の当該期間の国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人の国民年金手帳の記号番号が40年9月に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であるなど、当該期間の保険料が免除又は未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、昭和40年9月ごろに国民年金手帳を受領したと説明している上、申立人が併せて納付したとする夫も当該期間の一部の期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等) も無い。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの期間、同年4月から46年3月までの期間、49年4月から50年3月までの期間及び51年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 11 月ごろ、町役場から「保険料納付のお知らせ」が送られてきたので、申立期間の国民年金保険料を母に渡し、納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は 12 か月と短期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、第 3 回特例納付の実施期間であり、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を第 3 回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致する上、申立人が所持する「保険料納付のお知らせ」には、申立人に係る保険料未納月数及び第 3 回特例納付による納付勧奨の内容が記載されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年12月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月から17年3月まで

私は、20歳に到達した平成16年12月に国民年金保険料学生納付特例を申請したが、平成17年1月に申請却下通知書が届いたため、私の母は通知が到着した2、3日後に国民年金保険料を納付した。申立期間が学生納付特例期間で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付した際の経緯について具体的に説明しており、母親が納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど申立内容に不自然さは見られない。また、社会保険庁の記録では、申立期間は学生納付特例期間とされているが、申立人は申立期間に係る学生納付特例申請却下通知書を所持しているなど、行政側において申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、国の年金制度には任意加入期間中でも加入したほうが良いと思っていた。任意加入期間中に保険料の督促状が届いた記憶もない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続も適切に行っている上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市では4月に当該年度1年分の納付書が発行されていたことから、申立人は申立期間の納付書を受領していたと考えられるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社B支店から同社本社への異動はあったが、同社に昭和43年4月1日から平成17年9月30日まで継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人事記録カード及びC国民健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年11月1日にA社B支店から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年10月の随時改定に係る社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10

月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和24年1月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月12日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間に転勤はあったが、A社には、継続して勤務していた。同社に勤務していたことが証明できる人事記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった人事記録及び厚生年金の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和24年1月12日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年2月の社会保険事務所の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社の後継会社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月23日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。平成11年5月1日にグループ会社であるB社へ異動したが、同グループの会社で継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成11年4月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書、A社の後継会社であるB社が社会保険事務所あてに提出した、申立人に係る資格喪失日の訂正願（書類に不備があり不受理とされる）及び当時の上司の供述から、申立人がグループ会社に継続して勤務し（平成11年5月1日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成11年3月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主が平成11年4月23日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成11年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務

所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月15日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社の関連会社であるB社C支店から出向した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出のあった在籍・勤続証明書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年7月1日に同社の関連会社であるB社C支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年8月から30年1月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を29年8月1日、喪失日に係る記録を30年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月ごろから30年10月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった昭和27年に同社の旧本社において撮影された写真、同社が保管している30年1月当時の業務受注記録及び当該受注業務に関する申立人の具体的な供述並びに社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に同社に勤務していたことが確認できる従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間のうち、27年から30年1月までの期間において同社に勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は昭和29年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人の加入記録はない。

しかし、申立人と同時期にA社に勤務していた上記従業員については、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人及び当該従業員が供述した当時のA社の従業員数と、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年8月1日当時の社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致しており、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、B社では、申立期間当時、A社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたはずであり、申立人を厚生年金保険に加入させない理由は見当たらないことから、申立人の厚生年金保険の加入記録が無いのであれば、同社が申立人の厚生年金保険の資格取得に係る届出を失念等したのではないかとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和29年8月から30年1月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和29年8月から30年1月までの期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA社に入社し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった29年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員の標準報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の得喪手続において、同社の誤りがあったものと思う旨供述していること及び申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人の被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えること等から、事業主から当該社会保険事務所に対して資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年8月から30年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和25年10月ごろから29年8月1日までの期間については、社会保険事務所の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。また、B社では、A社が厚生年金保険の適用事業所となる29年8月1日以前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ないとしている。

また、申立期間のうち、昭和30年2月から同年10月ごろまでの期間については、B社は、申立人がA社に勤務していたことを確認できる資料等を保有していないことなどから、当該期間において、申立人が同社に勤務していたことを確認できないとしている。また、申立人が記憶していた同僚はいずれも死亡又は連絡先等が不明であるため供述が得られず、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。さらに、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から当該期間に同社に勤務していたことが確認できる従業員は、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを明確に記憶していない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 25 年 10 月ごろから 29 年 7 月までの期間及び 30 年 2 月から同年 10 月ごろまでの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち昭和 25 年 10 月ごろから 29 年 7 月までの期間及び 30 年 2 月から同年 10 月ごろまでの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和20年10月1日から23年7月1日まで
②昭和24年2月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答ももらった。申立期間①及び②も同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録及びA社が保管している人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和24年2月16日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和24年4月の社会保険事務所の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保存されていないことから不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、A社が保管している人事台帳により、申立人が昭和20年9月に同社C工場を退職し、23年7月11日に「常傭」として同社B工場に雇い入れられていることが確認できる。また、同社が保管している同社C工場に係る労働者年金保険被保険者台帳により、申立人が20年10月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。そして、これらの記録は、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険の加入記録とほぼ一致している。

また、申立人は既に死亡しているため、申立期間①当時の上司や同僚の氏名、連絡先等を確認できず、これらの者から申立人の申立期間①当時の勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月21日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和35年9月から申立期間も含め、43年11月まで継続して勤務しており、当該期間は厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった転勤辞令及び昇任辞令により、申立人が昭和37年3月1日にA社本社から同社B支店に異動し、申立期間に同社同支店に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社B支店は、昭和38年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、適用事業所としての記録は無い。

しかし、A社B支店における申立人の上司は、申立期間当時、同社同支店の給与計算は同社本社において一括して行っていた旨供述している。また、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和37年3月1日に同社本社から同社B支店に異動した後も、38年3月21日まで同社本社において厚生年金保険の被保険者となっている。このことから、申立人は、申立期間においても、同社本社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めら

れる。

また、申立人のA社における申立期間前後の勤務は継続しており、転勤先の同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となる日(昭和38年9月1日)まで、申立人の被保険者資格は、同社本社において引き続き有すべきであり、同社本社が誤って申立人の資格を喪失させてしまったものと考えられることから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日を、同年9月1日とする必要がある。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年2月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事情を確認できる役員等も見当たらないが、申立人と同日にA社本社から同社B支店に異動した従業員4人全員についても、申立人と同様に、同社本社における資格喪失日が昭和38年3月21日とされ、同日から同年9月1日までの厚生年金保険の未加入期間が生じていることから、事業主が申立人の資格喪失日を同年3月21日として届け出たものと考えられる。

事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年3月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和19年の入社時から申立期間を含め、55年まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出のあった在籍証明書及び申立人から提出のあった給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年4月1日に同社B支店から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額及び昭和37年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 2217

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、47万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から同年10月1日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が41万円となっているが、厚生年金基金加入員記録では47万円となっている。申立期間の標準報酬月額を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金の保管する厚生年金基金加入員給与月額変更届により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、平成6年7月に41万円から47万円に改定されていることが確認できる上、申立人が所持する平成6年の確定申告書により、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金から、当該変更届の様式は5枚複写式で、C健康保険組合に当該変更届を提出すると、同健康保険組合が残りの複写を同基金と社会保険事務所に提出することになっているとの供述が得られたことから、社会保険事務所にも当該変更届が提出されたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。異動はあったが、同社には昭和33年から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る人事カードから、申立人は、昭和33年8月から57年4月まで同社に継続して勤務し（昭和36年4月1日に同社C支社から同社本社D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日について、昭和36年4月1日として届け出ていたが、同年5月22日に資格取得日を同年5月1日に変更する届を提出していることが確認できる。このことについて同社は、提出した理由は分からないが、申立期間については保険料を控除していたとしており、同社の人事カードの記録と一致しないことから誤った届出であったと考えられる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社における昭和36年5月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立どおりの届出を行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 4 月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に各期間とも150万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、①、②及び④の期間は150万円、③の期間は146万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①、②及び④の期間は150万円、③の期間は146万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月29日
② 平成16年8月31日
③ 平成17年8月31日
④ 平成18年8月31日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年11月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年8月29日、16年8月31日、17年8月31日及び18年8月31日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保

険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①、②及び④は150万円、申立期間③は146万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年11月4日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に各期間とも150万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、①、②及び④の期間は150万円、③の期間は146万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①、②及び④の期間は150万円、③の期間は146万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月29日
② 平成16年8月31日
③ 平成17年8月31日
④ 平成18年8月31日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年11月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年8月29日、16年8月31日、17年8月31日及び18年8月31日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保

険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①、②及び④は150万円、申立期間③は146万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年11月4日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に各期間とも150万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、①、②及び④の期間は150万円、③の期間は146万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①、②及び④の期間は150万円、③の期間は146万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月29日
② 平成16年8月31日
③ 平成17年8月31日
④ 平成18年8月31日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年11月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年8月29日、16年8月31日、17年8月31日及び18年8月31日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保

険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①、②及び④は150万円、申立期間③は146万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年11月4日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は10万円、②及び④の期間は30万円、③の期間は20万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われないこととなっているところ、申立人は、①の期間は10万円、②及び④の期間は30万円、③の期間は19万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は10万円、②及び④の期間は30万円、③の期間は19万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月29日
② 平成16年8月31日
③ 平成17年8月31日
④ 平成18年8月31日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年11月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年8月29日、16年8月31日、17年8月31日及

び18年8月31日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②及び④は30万円、申立期間③は19万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年11月4日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は5万円、②の期間は10万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は5万円、②の期間は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 28 日
② 平成 18 年 6 月 28 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成 20 年 10 月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された報奨金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 16 年 12 月 28 日及び 18 年 6 月 28 日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、報奨金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は5万

円、申立期間②は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 10 月 14 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は5万円、②の期間は10万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は5万円、②の期間は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 28 日
② 平成 18 年 6 月 28 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成 20 年 10 月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された報奨金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 16 年 12 月 28 日及び 18 年 6 月 28 日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、報奨金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は5万

円、申立期間②は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 10 月 14 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は10万円、②の期間は15万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は10万円、②の期間は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 28 日
② 平成 18 年 6 月 28 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成 20 年 10 月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された報奨金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 16 年 12 月 28 日及び 18 年 6 月 28 日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、報奨金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 10

万円、申立期間②は 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 10 月 14 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は5万円、②の期間は10万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は5万円、②の期間は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 28 日
② 平成 18 年 6 月 28 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成 20 年 10 月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された報奨金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 16 年 12 月 28 日及び 18 年 6 月 28 日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、報奨金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は5万

円、申立期間②は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 10 月 14 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①及び②の期間とも10万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、それぞれ10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 28 日
② 平成 18 年 6 月 28 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成 20 年 10 月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された報奨金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 16 年 12 月 28 日及び 18 年 6 月 28 日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、①及び②の申立期間に係る標準賞与額については、報奨金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、いずれ

も 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 10 月 14 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は50万円、②の期間は60万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は50万円、②の期間は60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月30日
② 平成17年9月15日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年11月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年9月30日及び17年9月15日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間

①は 50 万円、申立期間②は 60 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 11 月 10 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は50万円、②の期間は60万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は50万円、②の期間は60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 9 月 30 日
② 平成 17 年 9 月 15 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成 20 年 11 月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 16 年 9 月 30 日及び 17 年 9 月 15 日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間

①は 50 万円、申立期間②は 60 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 11 月 10 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は25万円、②の期間は20万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は25万円、②の期間は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月30日
② 平成17年9月15日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年11月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年9月30日及び17年9月15日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間

①は 25 万円、申立期間②は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 11 月 10 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は21万円、②の期間は23万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は21万円、②の期間は23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 9 月 30 日
② 平成 17 年 9 月 15 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成 20 年 11 月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 16 年 9 月 30 日及び 17 年 9 月 15 日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間

①は 21 万円、申立期間②は 23 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 11 月 10 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に22万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月15日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年11月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給控除一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成17年9月15日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、

当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年11月10日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に各期間とも150万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、いずれも150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日
② 平成15年12月1日
③ 平成16年7月2日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年10月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日、同年12月1日及び16年7月2日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支払届の写

しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、いずれも 150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 10 月 9 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は121万1,000円、②の期間は110万6,000円、③の期間は150万円、④の期間は80万6,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付（①及び④の期間については標準賞与額の一部に係るもの）は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は121万1,000円、②の期間は110万6,000円、③の期間は150万円、④の期間は80万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び④については、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の一部（標準賞与額の変更に伴う追加納付分）、また、申立期間②及び③については、当該保険料の全額を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日
② 平成15年12月1日
③ 平成16年7月2日
④ 平成16年12月1日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が、申立期間①及び④については当該賞与の追加支給額、また、申立期間②及び③については当該賞与の全額について、社会保険事務所に届出を行っていないため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年10月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日、同年12月1日、16年7月2日及び同年12月1日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は121万1,000円、申立期間②は110万6,000円、申立期間③は150万円、申立期間④は80万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年10月9日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び④については、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料の一部（標準賞与額の変更に伴う追加納付分）、また、申立期間②及び③については、当該保険料の全額について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び④に係る保険料の一部（標準賞与額の変更に伴う追加納付分）及び申立期間②及び③に係る保険料の全額を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は149万1,000円、②の期間は132万5,000円、③の期間は150万円、④の期間は96万3,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付（④の期間については標準賞与額の一部に係るもの）は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は149万1,000円、②の期間は132万5,000円、③の期間は150万円、④の期間は96万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①、②及び③については、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の全額、また、申立期間④については、当該保険料の一部（標準賞与額の変更に伴う追加納付分）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日
② 平成15年12月1日
③ 平成16年7月2日
④ 平成16年12月1日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が、申立期間①、②及び③については当該賞与の全額、また、申立期間④については当該賞与の追加支給額について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年10月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年7月1日、同年12月1日、16年7月2日及び同年12月1日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は149万1,000円、申立期間②は132万5,000円、申立期間③は150万円、申立期間④は96万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年10月9日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①、②及び③については、申立期間の標準賞与額に基づく保険料の全額、また、申立期間④については、当該保険料の一部（標準賞与額の変更に伴う追加納付分）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②及び③に係る保険料の全額及び申立期間④に係る保険料の一部（標準賞与額の変更に伴う追加納付分）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に123万8,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の標準賞与額の一部に係る保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、当該厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、123万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間については、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の一部（標準賞与額の変更に伴う追加納付分）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月1日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与の追加支給額について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月1日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、123万8,000円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年10月9日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料の一部（標準賞与額の変更に伴う追加納付分）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料の一部（標準賞与額の変更に伴う追加納付分）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に150万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月1日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月1日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年10月9日に申立て

に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は141万5,000円、②の期間は145万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付（①の期間については標準賞与額の一部に係るもの）は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は141万5,000円、②の期間は145万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①については、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の一部（標準賞与額の変更に伴う追加納付分）、また、申立期間②については、当該保険料の全額を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月2日
② 平成16年12月1日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が、申立期間①については当該賞与の追加支給額、また、申立期間②については当該賞与の全額について、社会保険事務所に届出を行っていないため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年7月2日及び同年12月1日に、A社から賞与

の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 141 万 5,000 円、申立期間②は 145 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 10 月 9 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①については、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料の一部（標準賞与額の変更に伴う追加納付分）、また、申立期間②については、当該保険料の全額について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料の一部（標準賞与額の変更に伴う追加納付分）及び申立期間②に係る保険料の全額を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月31日から44年1月1日まで
② 昭和45年1月31日から同年2月1日まで

社会保険庁の記録では、C社に勤務していた申立期間①及びA社B店に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ資格喪失日が間違っていると思われるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び厚生年金基金の加入記録によると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年2月1日にA社B店からA社D本部に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和44年12月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務

を履行していないと認められる。

申立期間①については、C社が保管する社員名簿に、申立人の退職日が昭和43年12月30日であることが記載されている。

また、雇用保険についても、C社における申立人の資格喪失日の記録は、昭和43年12月30日とされている。

さらに、申立人は、営業日まで勤務したのは間違いないが、昭和43年12月31日は大みそかのため、休日だった可能性もあると供述しているところ、C社は、厚生年金保険に係る申立期間当時の資料が保存されておらず、申立期間①における申立人の厚生年金保険料控除等については不明であるとしており、確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年4月1日、資格喪失日が16年7月1日とされ、当該期間のうち、16年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務し厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、源泉徴収票、就業週報・月報及び賃金台帳から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成16年5月の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年11月4日に申立てに係る資格喪失届訂正願を提出したことが確認できることから、社

会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月31日から同年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び事業主から提出のあった人事発令書により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成5年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月2日から同年12月22日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について4か月の空白期間が生じていた。しかし、A社には、昭和37年から42年まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社から提出された在籍証明書及び同社労働者名簿から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和39年5月21日にA社からB社に出向し、同年12月22日に復帰）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年7月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和41年8月21日）及び資格取得日（昭和41年11月25日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月21日から同年11月25日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間についても、A社に継続して勤務していたことに間違いはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和40年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年8月21日に資格を喪失後、同年11月25日に同社において再度、被保険者資格を取得しており、41年8月21日から同年11月25日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録並びにA社の元事業主及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務しており、その間、業務内容及び勤務形態の変更は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、申立人と仕事内容も同様であった社員については、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年11月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年8月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年1月1日に、申立期間②のB社における資格喪失日に係る記録を59年7月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を20万円、申立期間②の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月31日から58年1月1日まで
② 昭和59年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間①及び②の期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。昭和41年の入社以来、平成20年までB社（関連会社のA社を含む。）に継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社から提出された人事稟議決裁用紙及び事業主の供述から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和58年1月1日にA社からB社に復帰し、59年7月1日にB社からA社に出向）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和57年11月の社会保険事務所の記録から20万円とし、申立期間②に係る標準報酬月額については、59年5月の社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおり申立期間①に係る資格喪失日については、昭和 57 年 12 月 31 日として届け、申立期間②に係る資格喪失日については、59 年 6 月 30 日として届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 57 年 12 月及び 59 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月10日に、また、A社B支店における資格取得日に係る記録を同年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月1日から同年5月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本社から支店への異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年4月10日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年3月及び5月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び資格取得日を誤って届け出たとしていることから、事業主が昭和48年4月1日を資格喪失日、同年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和44年4月30日から同年5月1日までの期間の記録が無い旨の回答をもらった。しかし、当該期間も同社に継続して勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年5月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年3月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤って届け出たとしていことから、事業主が昭和44年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和30年11月1日に、同社D営業所における資格取得日に係る記録を32年10月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額については、いずれも1万8,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年10月31日から同年11月1日まで
② 昭和32年10月1日から同年11月14日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、本社に異動した後の申立期間①及びD営業所に異動した以降の申立期間②に係る加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和25年6月に同社に入社し、平成元年11月に退職するまでの間、転勤はあったが同社で継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る人事記録から、申立人は、両申立期間を含む昭和25年6月の入社から、平成元年11月の退職までの間、同社で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間①直前の昭和30年10月21日付けでA社C事業所から本社に異動したこと、及び申立期間②当初の32年10月1日付けで同社E営業所からD営業所に異動したことが確認でき、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、両申立期間の標準報酬月額については、それぞれ昭和30年9月及び32年11月の社会保険事務所の記録から、いずれも1万8,000円とすることが

妥当である。

さらに、両申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社はその事実を確認することができず不明としているが、当時の厚生年金保険の事務手続は事業所単位で行っており、その届出（C事業所における資格喪失届及びD営業所における資格取得届）にミスがあったものと思われると供述していることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおり、C事業所における資格喪失日を昭和30年10月31日、D営業所における資格取得日を32年11月14日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年10月分及び32年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず（30年10月分の保険料については、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から12年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から12年11月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、妻が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の一部については過年度納付書が発行されていることが社会保険庁の記録から確認できるが、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人の保険料を過年度納付した記憶が曖昧である。

また、妻は、申立期間の過半の保険料が未納となっている上、納付済みの期間についても過年度納付しているなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から48年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、昭和50年ごろに、私の妻が、夫婦二人分で35万円ほどの保険料を特例納付により区役所で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の昭和36年4月から40年8月までの期間及び48年10月から50年3月までの期間の保険料が第2回特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認できるが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年1月時点では、特例納付及び過年度納付をしなければ60歳まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な月数の保険料を納付したと考えられるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4441

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年7月まで

私の国民年金は、父が加入手続をし、保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料は、父が、まとめて納付してくれたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人が所持する国民年金手帳、申立人の納付状況リスト及びオンライン記録によると、申立人は、昭和50年8月に任意加入したと記録されており、制度上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私が20歳になったところに、父もしくは母が加入手続をし、両親の保険料と一緒に納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、また、保険料を納付していたとする両親は、加入手続及び保険料の納付に関する記憶が不明確であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年10月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人の両親は、申立期間当時の国民年金手帳の受領、所持等に関する記憶が不明確であり、申立人も、当時、手帳を見た記憶はないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私の父が私の大学卒業後に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の納付をしてくれていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年10月ごろの時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から51年1月まで

私は、昭和51年2月ごろに区役所から「将来年金がもらえなくなる」という連絡をもらい、国民年金の加入手続を行った。加入手続後1年ほどした昭和52年度に、申立期間の保険料を納付するように連絡を受け、区役所で約23万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付したとする昭和52年度時点では、特例納付の実施時期ではなく、納付したとする区役所は、当該保険料の収納を取り扱っておらず、また、納付したとする金額は、当該納付時点で過年度納付できる昭和50年1月から51年3月までの期間及び現年度納付できる51年4月から53年3月までの期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年3月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から43年3月まで

私の父は、私が20歳になった昭和39年2月に私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立期間直後の昭和43年度の保険料は、44年4月に納付されていることが確認できる上、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出された妹も、申立期間のうち20歳に達した43年3月は未加入となっているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和43年12月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4451

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年10月まで

私は、納付書により納期限内に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金への加入^{あいまい}手続をしたとする時期及び納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年10月に申立期間のうち45年12月から47年3月までの保険料を過年度納付することはできるものの、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4452

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年6月まで

私は、昭和47年6月頃、区の集金人から申立期間の国民年金保険料をまとめて納付できると聞き、保険料をまとめて納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、保険料の納付場所及び納付方法の記憶が曖昧である上、申立人がまとめて納付したとする保険料額は、申立期間及び納付済みと記録されている申立期間直後の昭和44年7月から47年6月までの期間の保険料を第1回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の保険料額と相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、46年1月から同年3月までの期間及び46年7月から平成元年3月までの期間の保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和46年7月から平成元年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和36年4月から38年1月までの期間は父が納付してくれ、転居後の38年2月からは私の妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。45年3月に私が夫婦の保険料の免除申請をしたので、この時期以降は保険料の免除期間のはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親及び申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間のうち、昭和38年1月までの保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、38年2月以降一緒に納付していたとする妻も、当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年8月時点では、当該期間の過半は、時効により保険料を納付できない期間である上、妻には当時さかのぼって保険料を納付した記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③については、申立人は昭和45年3月に免除申請

を行ったので、それ以降は免除期間のはずであるとしているが、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録により、申立人は45年4月から同年12月までの期間及び46年4月から同年6月までの期間の保険料を納付していることが確認できること、免除申請手続は原則として毎年度行う必要があるが、申立人は免除申請の手続を行ったのは1回だけで、それ以降に行った記憶は無いとしていることなど、当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付し、また、申立期間②及び③の期間の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料並びに48年4月から49年6月までの期間及び62年1月の付加保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から48年3月まで
② 昭和48年4月から49年6月まで
③ 昭和62年1月

私は、会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、将来のことを考えて、付加保険料を含めた国民年金保険料を納めていた。申立期間①の保険料が付加保険料を含めて未納とされ、申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人及びその妻は、申立人が退職した昭和45年2月に国民年金の加入手続を行うと同時に、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したと説明するが、付加年金制度は同年10月から開始されており、加入手続に関する記憶が曖昧である上、申立人が納付したとする保険料額も当時の金額と一致しないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和49年7月ごろに払い出されていることが確認でき、この時点では、当該期間のうち47年3月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、当時の申立人の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する手帳記号番号払出簿でも、当該期間を含む44年から上記の手帳記号番号払出時点までの期間において申立人に係る別の手帳記号番号の払出しは確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の付加保険料については、制度上、上記の手帳記号番号払出時点からさかのぼって納付することはできず、申立期間③の付加保険料についても、当該期間の定額保険料は過年度納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料は過年度納付することができないなど、当該期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から同年5月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から同年5月まで

私は、昭和38年1月に60歳までの国民年金保険料をすべて前納した。最近、社会保険事務所において、前納した保険料のうち申立期間の分が51年3月に還付されていると説明された。私には、保険料の還付を受けた記憶が無いので、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月に66年5月までの国民年金保険料をすべて前納しており、48年及び49年の国民年金法、国民年金法施行令等の一部改正に基づき、49年1月以降の保険料が申立期間を含む49年1月から51年5月までの保険料に充当されていることが、特殊台帳により確認できる。また、申立人が51年3月に厚生年金保険被保険者となり、国民年金被保険者の資格を喪失したことにより、充当期間のうち申立期間に係る保険料が還付されたことが、当該特殊台帳に記載されており、記載されている還付期間、還付金額等に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から56年6月まで

私は、20歳から未納になっている期間の国民年金保険料をさかのぼって納めるようにと文書で連絡をもらったので、母に20万円ぐらい借りて納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、まとめて保険料を納付したとする時期及び納付場所に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年8月時点で、制度上納付可能な56年7月までの期間の保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、申立人はまとめて保険料を納付したのは1回のみであるとしているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号払出し時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、現在所持する手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和49年11月に国民年金に加入してから、国民年金保険料を納付してきており、申立期間当時に国民年金の資格喪失手続きをとったこともない。また、50年4月からは付加保険料も納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和59年4月2日に資格喪失したと記載され、当該箇所には、申立期間前の53年8月から申立期間途中の60年8月まで申立人が居住していた市の市名印が押されていることから、申立人は、当該市役所に手帳を持参して資格喪失手続きを行ったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見あたらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から41年1月まで
私の国民年金保険料は、父親が納付していた。同じように父が納付していた兄は申立期間が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金への加入の時期、保険料納付の方法、金額についての記憶は曖昧である上、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、厚生年金手帳記号番号による基礎年金番号以外の国民年金手帳記号番号が払い出されていない上、国民年金手帳を所持していた記憶が無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間、48年7月から同年9月までの期間、53年4月から54年6月までの期間、54年10月から56年3月までの期間及び57年4月から60年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで
③ 昭和48年7月から同年9月まで
④ 昭和53年4月から54年6月まで
⑤ 昭和54年10月から56年3月まで
⑥ 昭和57年4月から60年12月まで

私の母は、申立期間の国民年金保険料を集金人及び金融機関に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立期間は6回に及び、国民年金手帳の記号番号が特定されている状況下で、これだけの回数^{かし}の事務処理について行政に瑕疵があることも考えにくいことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から47年2月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、私又は姉が、住民税・国民健康保険税と一緒に市役所支所で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立人自身又は姉が保険料を住民税及び国民健康保険税と一緒に納付したと説明しているが、申立期間の保険料の納付回数や納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、平成11年に厚生年金保険記録が統合されるまでは、申立期間についてはその前後の厚生年金保険加入期間を含めて国民年金未加入期間とされていたことから、制度上、保険料を納付することができないなど、申立人又は姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4471

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3まで

私(妻)は、夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付していたのに、夫(故人)の申立期間だけが未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人(夫)の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻の国民年金手帳の記号番号は、昭和36年3月に払い出されているものの、申立人の手帳記号番号は38年10月に払い出されていることが確認でき、その払い出し時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年3月まで

私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、兄が行っていてくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の兄の国民年金手帳の記号番号は昭和41年7月ごろに連番で払い出されており、同年4月分から兄弟二人の保険料が納付されているものの、申立期間については兄も自身の保険料が未納となっている。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ってくれたとする兄から当時の事情を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年3月まで

私の母は、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私の国民年金手帳には資格取得年月日が昭和44年9月23日となっており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金の被保険者資格取得は保険料の納付を示すものではなく、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年6月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、49年6月は第2回特例納付の実施時期であるが、申立人は、母親からさかのぼって保険料を納付したことを聞いたことがないと説明している上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4479

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成元年6月まで

私は国民年金に加入した後、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって1か月ずつ分割で、銀行又は郵便局で納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした時期に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から同年12月まで

私は近所の人に勧められ、国民年金に任意加入し、口座振替で国民年金保険料を納付してきた。途中で被保険者資格を喪失したことはないので、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の納付場所及び納付金額などの納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は国民年金被保険者資格を昭和60年2月1日に喪失し、61年1月27日に取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から61年3月まで

私は、婚姻後間もなく国民年金に加入し、以後納付書で国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年2月ごろの時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から48年9月まで

私は、昭和44年4月に国民年金に加入し、平成2年6月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料を納期限内に銀行又は郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間を含む昭和44年4月から厚生年金保険に加入する前の平成2年6月までの保険料は、納期限内に金融機関等で納付していたと説明しているが、当該期間のうち昭和44年7月から48年3月までの保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できること、また、申立期間の保険料を納期限内に納付していたとすれば、その時点では昭和46年度及び47年度の保険料を過年度納付することが可能であるにもかかわらず、両年度の保険料については、保険料が高額となる特例納付を行っていることから、申立期間について納期限内に納付していたとは考えられないこと、昭和44年当時から金融機関等に納付していたとする方法は、申立人が居住していた区で45年9月まで採用していた印紙検認方式による収納方法と合致せず、保険料の納付方法に関する申立人の記憶は曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から8年3月まで

私は、平成6年8月に会社を退職し、7年7月頃に国民健康保険に加入したときに、国民年金にも加入し、未納の国民年金保険料を一括納付し、その後も保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年1月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から51年1月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を、金融機関等で納付したはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金への加入時期、保険料の納付方法、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年2月に任意加入したことによって払い出されていることから、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から41年3月まで

私は、昭和37年5月に国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行った。その後、母又は長兄が国民年金保険料を3か月毎に徴収員に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び長兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親及び長兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、母親及び長兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年7月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4502

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を市役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、市役所で納付したとする保険料の金額に関する記憶が曖昧である上、申立期間途中の昭和40年4月から2年ないし3年は別の市に転居していたとし、その間の納付方法、納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であると説明しているなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

私は、区の出張所で昭和36年に加入手続きを行い、区の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であり、区の集金人に保険料を納付していたとする方法は、申立人が居住していた区の申立期間当初の納付方法と合致しない。また、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和37年10月以降に、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶もないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの期間及び38年11月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで
② 昭和38年11月から41年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を区の出張所で納付した。また、私の義母は、申立期間②の私の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間の保険料額、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付したとする区の出張所は、申立人が居住していた区にはなかったと説明している。また、申立期間②については、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人及び申立人の義母が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年10月時点では、申立期間①、及び申立期間②の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から47年6月まで

私は、会社を退職時に、経理担当者から国民年金に加入するよう助言を受け、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、納付書で保険料を納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた市では、申立期間を通じて現年度保険料の納付方法は、当該市が国民年金手帳を預かり職員が保険料の徴収に回る方法であった上、納付したとする金額は当時の保険料額と大きく異なっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

私は、自宅を訪問してきた区役所職員を通じて夫婦二人分の加入手続きを行い、主に妻が、集金に来ていた区役所職員に夫婦二人分の保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている妻も、当該期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年10月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4510

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から同年12月まで

私の母は、私が20歳の時に、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、申立期間に係る昭和44年5月から同年12月までの領収印の押されていない3枚複写の過年度納付書を所持しており、当該納付書による納付は行われていないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4515

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から53年3月まで

私の妻は、私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立期間について妻も自身の保険料が未納であるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の期間照会をした結果、昭和 62 年の報酬月額が 61 年及び 63 年と比較して 8 万円低い 36 万円に算定されていた。当時の給与明細は見当たらないが、62 年と 63 年の役職（給与）は全く同様であるので調査を依頼したい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時勤務していたA社によれば、「申立人は昭和 62 年 2 月に営業部門から管理部門に配属され、申立期間の標準報酬月額の基礎月となる同年 5 月、6 月及び 7 月の給与は超過勤務手当が以前と比較して減少していたのではないか。」としており、申立人自身も、照会文書の回答で営業部門から管理部門へ所属が変更になったことで、超過勤務の時間などは不明だが超過勤務手当は減っていたとしている。

また、申立期間後の昭和 63 年 10 月以降の標準報酬月額の上昇についてA社によれば、「昭和 62 年 10 月 1 日付けにて係長から課長（副主幹）に昇格し、基準内賃金は上昇した。」としていること及び社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、同社の他の従業員にも標準報酬月額が減少している人がおり、社会保険事務所において遡及^{そきゅう}して訂正しているなどの不自然な事務処理は見当たらないことから、社会保険事務所は同社からの標準報酬月額に係る届出に基づき処理をしたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主から控除された事実を確認できる給与明細等の関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たら

ない。

これらの周辺事情及び関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成 11 年 3 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に雇用されていたと申し立てているが、A社は平成 12 年 11 月 2 日に解散しているため、当時の人事記録等の資料が無く、また、当時の事業主に照会を行ったが回答が無いため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

そこで、A社が委託していた労務管理事務所に照会したところ、同労務管理事務所の保管している被保険者資格喪失確認通知書により、同社は申立人に係る資格喪失日を平成 11 年 4 月 1 日から同年 3 月 29 日に訂正する旨の届を同年 4 月 20 日に提出していることが確認できる上、同労務管理事務所は、申立人の同社に係る雇用保険における離職日も厚生年金保険の届出と同様に同年 4 月 6 日に訂正していることが確認できる。

また、労務管理事務所は、これらの訂正届は事実に基づいて行ったものであり、申立人が退職した際には離職証明書を手渡しているため、申立人も平成 11 年 3 月 28 日付けで退職したことは認識していたはずと供述するとともに、当該事業所の保険料控除は翌月控除であったとしていることから同年 3 月分の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の保有している源泉徴収票の社会保険料は、平成 11 年 2 月分までの社会保険料の控除であることが確認でき、同社に係る厚生年金保険

被保険者期間と一致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から23年4月1日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支払われていることを知った。当時は、厚生年金保険に加入していたことは知らず、支払われたとされる金額は高額で、受給しているのであれば忘れるはずがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和23年4月1日の前後1年以内に資格喪失した者12名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和23年7月17日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 45 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 41 年 3 月から 45 年 9 月まで勤務した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた申立人の父の供述により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に適用事業所に該当しなくなっている上、清算され、申立期間当時の申立人の祖父であった事業主は死亡し、申立人の父は、清算時に同社の資料を廃棄しているため、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認できないとしている。

また、A社の当時の社会保険事務担当者は、事業主の指示により、申立人を厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していなかったと供述している。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月から 33 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 事業所に勤務した申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同事業所に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった社員旅行の写真や当時の A 事業所に関する供述により、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、同事業所は、当時の従業員に関する資料を保管していないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないとしている。

また、社会保険事務所の同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同事業所で勤務していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、回答のあった従業員はいずれも申立人についての記憶は無いとしているほか、複数の者は、同事業所では入社後 3 年経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得したと供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 33 年 5 月 23 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。私が在職中に叔父が入社してきたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA事業所に勤務していたと申し立てているが、同事業所は既に解散しており、事業主及びその近親者も既に死亡していることから、同事業所及び事業主から申立人の申立期間に係る勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

また、申立人の記憶する複数の同僚及び社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立人が申立期間に共に勤務したとしている申立人の叔父に照会したところ、「A事業所に勤務したことは無い。」との供述を得たことから、申立人に再度確認したところ「叔父と共に勤務していたという主張は誤解であった。」との説明があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月ころから29年2月7日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和27年9月ころから同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の証言及び申立期間当時、A社に勤務していた従業員の供述により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかし、A社は、既に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主及び経理担当者は死亡しているため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚は、申立人の厚生年金保険の控除等に関しては不明であるとしていることから、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の厚生年金保険料の控除等について照会したところ、3人の従業員は、申立人のことを記憶していたが、厚生年金保険料の控除等については分からないとしている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月から 33 年 2 月 14 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社において配管工として勤務していたと申し立てているが、A社の総務担当者は、申立期間当時に同社に在籍していた従業員数名に当時の厚生年金保険加入の取扱いを確認した上で、配管工等の現場職方は、ほとんどが請負契約であったため正社員ではなく、同社で厚生年金保険に加入させていたのは正社員のみであり、請負契約の現場職方は、厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料も控除していなかったと供述している。

また、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が一緒に現場作業に従事していたと記憶している2人の同僚の厚生年金保険の加入記録が無く、そして、申立人は、同社の従業員数は約240人ほどであったと供述しているが、上記被保険者名簿から、申立期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者であった人数は約100人であることから、事業主は、申立期間当時、正社員以外の従業員については、厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、A社の幹部社員の紹介により、同社に入社したと供述しているが、社会保険事務所の同社の厚生年金保険被保険者名簿から、当該幹部職員の厚生年金保険の加入記録が見当たらないため、連絡先が不明であ

る。そこで、申立期間当時、A社に勤務していた複数の従業員に申立人の同社における勤務状況等を照会したが、申立人を記憶していない。

加えて、申立人は、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 44 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。この期間は、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所の記録によると、昭和 46 年 2 月 1 日であり、申立期間当時は、適用事業所となっていない。

また、A社では、申立期間当時の申立人の勤務の状況について確認できる資料を保有しておらず、当時の事業主や社会保険事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

さらに、申立期間当時のA社の総支配人は、昭和 31 年 1 月に同社に入社したが、申立期間当時の自分の厚生年金保険料の控除等については不明と供述しており、当該総支配人に係る社会保険事務所の記録によれば、46 年 2 月 1 日に同社において厚生年金保険に加入している。

加えて、申立人は、当時の同僚等に対する調査を行わないよう要望していることから、当時の状況等を知る者からの供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月から同年 6 月 1 日まで
②昭和 37 年 12 月 31 日から 38 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間についても、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社が保管していた申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 36 年 6 月 1 日となっており、さらにA社も、申立人は申立期間①当時において厚生年金保険の被保険者となっておらず、厚生年金保険料の控除もされていなかったはずとしている。

また、申立人は、当時の上司や同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間①当時に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 20 名に照会したところ、13 名から回答があり、そのうち 1 名は、期間は明らかではないが申立人が勤務していた記憶があるとしており、ほかの 12 名は、申立人のことを覚えておらず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

2 申立人は、申立期間②について、A社に昭和 37 年 12 月 31 日まで勤務したため、38 年 1 月 1 日が正しい資格喪失日であると申し立てている。

しかし、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失

届」において、申立人が同社を退職した日は昭和 37 年 12 月 30 日であること及び申立人の資格喪失日は同月 31 日であることが確認でき、さらに、同社も、申立人は申立期間①当時において厚生年金保険の被保険者となっておらず、保険料の控除もされていなかったはずであるとしている。

そして、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月（本件では、12 月）の前月（本件では、11 月）までをこれに算入する」とされており、また同法 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は昭和 37 年 12 月 31 日であり、同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、申立人と厚生年金保険の資格喪失日が同日である同社の従業員 4 名のうち、所在が判明した 2 名に照会したところ、いずれも申立人を記憶していないとしており、これらの者から、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

3 以上のほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 6 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 32 年 12 月 26 日から 35 年 12 月 26 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間についても、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、同社が、厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和 32 年 9 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所になっていない。

また、同社の事業主は、当時の従業員に関する資料を保管していないことなどから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除については確認できないものの、同社が厚生年金保険料を控除したのは、適用事業所になってからであり、それまでは従業員の給与から保険料を控除したことは無いと供述している。

このことは、当時の同僚等 15 名について、厚生年金保険の加入状況をみると、同社が適用事業所になった昭和 32 年 9 月 1 日から被保険者資格を取得していることから裏付けられる。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を 3 名記憶しているが、そのうち 2 名は既に死亡しており、他の 1 名は所在不明で連絡が取れないため、これらの者から、申立人の申立期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立人は、申立期間②についても、A社に勤務していたと申し立てているが、同社の事業主は、申立人のことを覚えているものの、申立人が勤務していたのは短期間であり、申立人が申立期間②も在籍していたか否かは分からないと供述している。

また、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であった従業員 10 名に照会したところ、そのうち 5 名はいずれも、申立人のことを記憶していないと供述している。

さらに、申立人は、同社を同僚 1 名と一緒に退職したとしているが、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 32 年 12 月 26 日となっており、申立人の資格喪失日と一致している。

3 以上のほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月 1 日から 23 年 6 月 15 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について、A社（現在は、B社。）における加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、同社には昭和 22 年 2 月から正社員として勤務していたことは確かなので、23 年 6 月 15 日の資格取得日を 22 年 2 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった社員名簿により、申立人が昭和 22 年 2 月 3 日に同社に入社していたことが確認できるが、同社は、社員名簿以外に申立期間当時の資料を保有していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料控除等について確認することができない。

一方、同社から提出された社員名簿に入社日が記載されていた昭和 21 年 10 月 15 日から 22 年 3 月 14 日に入社した 18 人の同社における厚生年金保険の資格取得日を調べたところ、確認できた 14 人全員が実際に入社日より 1 年以上後の昭和 23 年 6 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、従業員の一部は 1 年間くらい保険料の控除はなかったと供述している。

また、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、同社の厚生年金保険資格取得日が昭和 23 年 6 月 15 日となっていた者が 100 人以上確認できることから、同社において同日に厚生年金保険被保険者の取扱いについて見直されたことが推認できる。

このほか、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 16 日から 31 年 8 月 11 日まで
② 昭和 31 年 10 月 23 日から 34 年 7 月 2 日まで

平成 19 年 7 月に社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されている旨の回答があった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給対象となる最終事業所において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 34 年 7 月 2 日）の前後 1 年以内に被保険者資格を喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の支給要件を満たす者 19 名について、その支給記録を確認したところ、16 名に支給記録があり、このうち、14 名は、被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当時は通算年金制度創設前であったことなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 10 月 15 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から34年5月8日まで

60歳の時、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時は、両親が経営する会社の手伝いをしていたが、厚生年金保険に加入していることを知らなかったため、脱退手当金を請求するはずはなく、また、脱退手当金を受給した記憶も無い。

このため、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿で、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和34年5月8日）の前後2年以内に被保険者資格を喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の支給要件を満たす者3名について、その支給記録を確認したところ、2名に支給記録があり、いずれも、被保険者資格喪失日から約3か月で脱退手当金が支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年8月21日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴

取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで
平成 20 年に、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかし、脱退手当金が支給されたとされる時期は、生まれたばかりの子供の世話を忙しかつた時期であり、脱退手当金を請求できるはずはないので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示がされているとともに、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が年金の裁定請求を行った記録のある平成 12 年当時には、年金の裁定請求書に厚生年金保険の加入歴を記載することとされ、社会保険事務所においても、当該加入歴に基づき、請求者の厚生年金保険加入状況を確認していたことから、申立人も当該裁定請求の際に、本件脱退手当金の支給について認識したものと考えられるところ、申立人は、平成 20 年に、社会保険事務所での厚生年金保険の加入記録を照会するまで、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知らなかったと供述している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から同年 11 月

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 31 年 12 月 31 日に退職した後、32 年 4 月に同社に再び入社しており、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社の経理を担当していた同社の事業主の妻は、「入社日の異なる複数の従業員を昭和 32 年 12 月 1 日にまとめて厚生年金保険に加入させたかもしれない。加入させる前であれば、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと思う。」と供述している。

このことは、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立人の資格取得日と同日の昭和 32 年 12 月 1 日に資格取得したことが確認できる4人の従業員に照会したところ、自分の入社時期の記憶がないとする1人を除いた3人は、「入社して一定期間経過後に被保険者資格を取得した。」と供述していることから確認できる。

さらに、申立人の資格取得日と同日の昭和 32 年 12 月 1 日に資格取得した従業員のうちの1人は、「厚生年金保険の加入前には、事業主により保険料を給与から控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当た

らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月から28年1月まで(このうちの2年6か月か3年間くらい)

申立期間にA社において勤務していたが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険に入っていたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚並びに社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿を基に照会した複数の従業員の供述により、申立人が同社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、上記の同僚及び従業員に照会したところ、回答のあった4名とも、A社において、入社後相当期間(1年9か月から4年6か月)を経過した後に厚生年金保険に加入しており、このうちの1名は、同期間において「厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

また、当時の事業主の娘であり、元の事業主の妻は、同社における申立期間当時の従業員の厚生年金保険への加入の取扱いについて、「加入を希望しない従業員については加入させていなかった。また、昭和40年台後半に社会保険労務士が顧問となってから、従業員全員を厚生年金保険に加入させるようになった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 11 月まで
昭和 34 年 4 月に上京し、研修期間を経て、A社B営業所で 35 年 11 月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B営業所の被保険者名簿を基に照会した複数の従業員の供述により、申立人が同営業所に在籍していたことは認められる。

しかしながら、A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 2 月 25 日であり、申立期間のうち、34 年 4 月から 35 年 2 月 24 日までの期間については、同営業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、A社B営業所において営業（販売及び配達）の業務を行っていたところ、同様に営業担当であったとされる4名の同僚の名字を記憶していたが、これら4名の名字は社会保険事務所が保管する被保険者名簿で確認することはできず、連絡先を把握することができなかったことから、これらの者から、同営業所における申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、A社B営業所を統合したC社では、申立期間当時の厚生年金保険に係る資料は保存しておらず、当時の状況については不明であると回答している。なお、当時の事業主は既に死亡しており、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 23 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和 18 年に入社して以来、平成 2 年の退職時まで一貫して本社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、同社から提出のあった回答書及び同社取締役の供述から、申立人が、申立期間についても同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間のうちの昭和 21 年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる上、同社では、かかる状況に関する理由は不明であるとし、申立期間当時の社会保険関係資料が残っておらず、申立人の厚生年金保険料の控除等の実態を確認することができないため、申立期間について申立人が厚生年金保険の被保険者であったかどうかは分からないとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、上述の取締役や当時の同僚からも厚生年金保険料の控除等に関する供述を得ることができないほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 10 日から 4 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、平成3年6月から14年8月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録並びに同社から提出のあった出勤簿及び社員住所録から、申立人が、申立期間についても同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の総務担当者は、採用後しばらくの期間については、申立人からの申し出等を考慮して、厚生年金保険等に加入させていなかった旨の供述をしており、このことは、同社から提出のあった「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」に記載された申立人の資格得喪年月日が、社会保険庁の記録と一致していること並びに同社から提出のあった「給与一覧表」から、申立人の厚生年金保険料が控除されたのは、平成4年10月からであることが確認できることから裏付けられる。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 25 日から 37 年 3 月 20 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間に係る事業所での被保険者期間について、脱退手当金が支給されていることになっているのを初めて知った。

しかし、当時は脱退手当金という言葉すら知らなかったし、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 6 月 4 日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月25日から38年8月31日まで
② 昭和39年8月13日から40年3月19日まで
③ 昭和40年6月1日から42年2月1日まで

平成20年2月に、社会保険事務所に行き、厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されたこととなっている旨の回答をもらった。

しかし、私は出産のために退職しており、支給されたとする時期は動ける状態ではなかったため、脱退手当金を受け取れるはずがない。脱退手当金はもらっていないので、申立期間を厚生年金の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年7月18日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 12 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 28 年 9 月 1 日から 32 年 12 月 30 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てているところ、同社元事業主は申立人が同社に在籍していたことは記憶があるものの、当時の従業員に関する資料等を残していないことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたこと、及び申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について確認できないとしている。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚を4名記憶しているところ、連絡のついた2名のうち1名は申立人のことを記憶しているものの、申立人の勤務期間についてははっきり覚えていないとしているほか、同社における申立期間当時の厚生年金保険の加入手続等については分からないとしている。残り1名は、申立人のことを記憶しているが昭和31年12月に退職しているので、以後の勤務状況については分からないとしている。

さらに、申立期間当時、A社で厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた1名は申立人のことを記憶しているものの、昭和31年10月に退職してすぐに他の会社に転職していることから、31年10月以後については分からないとしている。

加えて、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿で確認できる申立人及び連絡の取れない同僚2名の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和32年

5月1日であるほか、A社は32年12月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月ころから 32 年 4 月ころまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）C作業所に勤務していた昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 30 日までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同作業所には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C作業所（C作業所は、申立期間当時、A社D支店の現地作業所であり、同作業所の職員で厚生年金保険被保険者は、同社D支店で被保険者資格を取得していた。）の同僚の供述により、申立人の勤務期間は明確でないが、申立期間当時に現地採用の従業員として同社に勤務していたことが推認することができる。

一方、上記同僚から「申立人は正式な社員ではなく現場採用の従業員であることから、申立人の雇用期間は作業所が開設されていた昭和 31 年 2 月から現場工事が終了する 32 年 9 月までである。」との供述を得た。

また、当該事業所で勤務していた別の同僚も「自分も当初、申立人同様に現場採用の従業員であったことから、入社は昭和 31 年であったが厚生年金保険にはその 1 年後、正社員になってから加入した。」としているところ、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿で確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、供述どおり採用後 1 年を経過した 32 年 4 月 1 日であることが確認できる。

さらに、現在のB社の回答では、「申立期間当時、現場の従業員は、必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、現地で直接雇

用した者は正社員とせず、厚生年金保険には加入させなかった。」としている。また同社の担当者の供述では、「正社員を登載している社員名簿には申立人の氏名が無い。」とし、申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明としている。

加えて、A社D支店に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた3名の従業員は、いずれも申立人のことを記憶していないとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正6年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月ころから27年9月ころまで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和22年1月ころから27年9月ころまでの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社は社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないほか、管轄法務局では同社の法人登記が確認できない。

また、申立人は、A社の申立期間当時の事業主、常務取締役及び一緒に勤務していた同僚等を記憶しているが、事業主は既に死亡しており、当時の上司及び同僚等はいずれも死亡していると供述していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月30日から34年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和33年4月16日から平成9年9月5日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、同社は平成14年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、申立期間当時の同社事業主は死亡していること及び役員等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、同社及び事業主等から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚2名は申立人のことを記憶しているものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除等について明瞭に覚えていないとしているほか、同社における厚生年金保険の加入手続は、申立期間当時の事業主が行っていたことから、申立期間当時の同社における厚生年金保険の適用状況等については記憶に無いとしている。

さらに、A社に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた1名は申立人のことを記憶していないとしている。

加えて、A社に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿により申立人は、昭和33年5月30日に被保険者資格を喪失し、その後34年6月1日に資

格を再取得していることが確認できるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難い上に、当該被保険者名簿に欠番は無いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行ったものと考えられる。また、事業主が仮に申立人の申立期間に係る資格喪失届を提出していないとしても、その後の算定基礎届の届出の際に申立人が申立期間に被保険者となっていないことに気付いたはずであり、さらに、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していれば、毎月の社会保険事務所からの保険料納入告知の額との差により、申立人が被保険者となっていないことに気付いたはずであると考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 37 年 8 月 1 日から勤務していたと申し立てている。しかしながら、A社並びに同社より社会保険手続事務を受託していた事務所では、申立期間当時の社会保険に係る資料を保存していないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除等について確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿を基に、申立期間当時、資格取得している従業員のうち、住所を把握できた7名に照会したところ、3名から回答を得たものの、いずれも申立人を記憶していなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿には整理番号の欠番も無く、記載に不自然さはみられないところ、同名簿に記載されている申立人の資格取得日（昭和 39 年 8 月 1 日）については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者番号払出簿においても、申立人が同日付で資格取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 15 年 5 月 1 日から 17 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 8 月 26 日から 49 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①について、また、B社に勤務していた期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間当時にA社に勤務していたと申し立てているが、申立人が名前を記憶していた同僚2名の住所等を把握できず、申立人の勤務実態等を確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、A社が労働者年金保険の適用事業所であることは確認できず、同社の所在地を管轄する法務局には、同社の商業登記の記録も無い。

なお、申立期間のうち、昭和 15 年 5 月 1 日から 16 年 12 月 31 日までの期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年 3 月 11 日法律第 60 号）が施行されていない期間であり、17 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間については、同法の法律施行準備期間であり保険料徴収は行われない期間である。

申立期間②については、申立人は、申立期間当時、B社に勤務していたと申し立てているが、申立人が記憶していた事業主夫妻は既に死亡していることから、その長男に照会したものの、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができなかった。

また、社会保険事務所が保管しているB社に係る被保険者名簿から住所を把握した8名の従業員に照会し、4名から回答を得たものの、いずれの者も

申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態等について確認することができなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、B社は、申立期間のうち、昭和44年11月1日には厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の法人登記簿でも同日に解散したことが確認でき、上記従業員のうちの1名は、同日以降は、「会社は倒産していたため、従業員はいなかった。」と供述している。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 11 日から 43 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたので同期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書並びに同社の説明により、時期は特定できないものの、申立期間当時、申立人が同社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 9 月 1 日であり、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人から、提出された給与明細書においては、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、A社の事業主に照会したところ、同社では、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 43 年 9 月 1 日に従業員全員を厚生年金保険に加入させていることから、同日以前に、申立人の給与から保険料を控除することは考えられないと供述している。

加えて、申立人が、申立期間当時の同僚として名前を記憶していた1名に照会したものの、申立期間後に同社に入社したため、申立期間当時のことは分からないとのことであった。

なお、申立人は、「申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されて

いないことは承知しているが、申立期間当時、事業主へ厚生年金保険料として7万円を支払った。」と供述しているが、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。